

諮問番号：平成29年度諮問第53号

答申番号：平成29年度答申第55号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 原処分が消滅時効の対象となる保護費の返還を求めるものであることは、処分庁作成の文書から明らかであるが、5年を超える期間の保護費（平成23年8月から平成24年7月までの支給相当額）は時効により消滅しているから、この間の遡及年金は資力とみなすことはできない。
- (2) 処分庁は、審査請求人が不正を行った事実はないにもかかわらず、保護の不正受給を行ったと認定し原処分を行っている。
- (3) 原処分は、審査請求人世帯の自立を著しく阻害するので、処理基準に基づき、全額を返還免除するべきである。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 遡及年金は、請求人の資力であり、地方自治法第236条の規定により消滅時効の対象とならない平成24年8月以降に支給された保護費の額を下回るから、生活保護法第63条により、その全額が返還の対象となるべきものである。
- (2) 原処分は、審査請求人の不正受給を認定したのではなく、遡及年金を審査請求人の資力と認定したことにより、生活保護法第63条に基づき決定したものである。
- (3) 遡及年金に関しては、処理基準上、自立更生費の控除については厳格な対応が求められており、今後の生活費に活用するという目的では控除することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する額の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

処分庁は、審査請求人が遡及して支給されることとなった企業年金の全額に相当する保護費の返還を求めたところ、審査請求人は、消滅時効が完成する5年前を超える期間の保護費の返還を求めすることはできず、返還額は誤りであること、処分庁は審査請求人が不正受給したことを認定していることなどから、原処分は違法、不当であると主張する。

しかし、生活保護法第63条は、被保護者の資力が換金され最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、本件においては、5年の消滅時効が成立しない期間に支給された保護費（594万4,865円）に対し、遡及年金の額（105万2,837円）を限度として、その返還を求めるものであることから違法又は不当な点は認められない。

また、原処分は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対する生活保護法第78条を適用してなされたものではなく、処分庁は、不正受給を前提として原処分を行ったわけでないから、審査請求人の主張には理由がない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年2月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、遡及して受給した年金は、定期的に支給される年金が全額収入認定されることとの公平性を考慮して、原則としてその全額が返還額とされるものの、真にやむを得ない理由による自立更生に係る費用がある場合は、例外として返還額から控除することができるものとされている。

そこで、本件についてみると、処分庁は、審査請求人が遡及して受給した企業年金の全額に相当する保護費の返還を求めたものであるところ、生活保護法第63条に基づく返還請求権の消滅時効は5年間とされているから（地方自治法第236

条第1項)、原処分の日である平成29年7月6日の前5年間を超える期間に支給された保護費の返還請求権は、時効により消滅しているものの、当該5年間を超えない期間に支給された保護費(594万4,865円)は、審査請求人が遡及して受給した企業年金の額(105万2,837円)を上回ると認められるから、原則としてその全額が返還の対象となる。

他方、真にやむを得ない理由による自立更生に係る費用は、例外として返還額から控除することができるかとされているものの、審査請求人に当該費用があると認められる特段の事情は窺われない。

そうすると、審査請求人が遡及して受給した企業年金に相当する保護費の全額(105万2,837円)について、返還を求めることとした処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

なお、審査請求人は、処分庁が不正受給を行ったと認定しており、原処分は違法又は不当であると主張するが、原処分は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対する生活保護法第78条を適用して行われたものとは認められないから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美